

第9章 都市機能誘導施設の検討

(1) 都市機能誘導施設について

- 都市機能誘導施設は、「立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設）」であり、人口減少・高齢化が今後も進む中であって、医療・福祉・商業・子育て支援など、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要なもので都市機能誘導区域や都市全体における施設の立地状況等を勘案し、必要とされる施設を定めています。
- 本市における都市機能誘導に当たっては、本計画で位置付ける「都市拠点」、「地域拠点」それぞれの性質に合わせ、拠点間の連携により都市機能を高めることを重視する施設と、日常的なニーズに応え生活利便性を向上する施設として、都市機能誘導施設を設定しています。

ア. 都市機能誘導施設の見直し

- 都市機能誘導施設については、本市における新たな都市機能誘導施設の整備や移転、国の法改正による位置づけの変更等を踏まえて、以下の施設を候補とします。

図表 都市機能誘導施設の候補施設一覧(1/2)

都市機能誘導施設候補		定義
医療施設	病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く）	・医療法第1条の5第1項に規定する施設
	診療所	・医療法第1条の5第2項に規定する施設
	休日・夜間急患センター	・診療所のうち、都道府県が策定する医療計画に位置付けられた施設で、軽症患者を受け入れる休日又は夜間対応の施設
	調剤薬局	・医療法第1条の2第2項に規定する調剤を実施する薬局
	保健センター	・地域保健法第18条に規定する施設 ・母子保健法に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設
高齢福祉施設※	高齢者福祉センター	・老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター
	介護等相談施設 （地域包括支援センター、在宅介護支援センター）	・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設 ・老人福祉法第5条の3に規定する老人介護支援センター
	通所介護施設（通所系高齢者福祉施設）	・老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター
	訪問介護施設	・介護保険法第8条第2項に規定する事業を行う施設
	入所介護施設 （介護老人保健施設、グループホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム）	・介護保険法第8条第28項に規定する事業を行う施設 ・介護保険法第8条第20項に規定する事業を行う施設 ・老人福祉法第5条の3に規定する老人短期入所施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム ・老人福祉法第29条第1項に規定する施設
障がい者福祉施設	障がい者福祉施設（通所施設、入所施設、共同生活援助、地域活動支援センター・小規模作業所、訪問系サービス）	・障害者総合支援法第5条に規定する事業を行う施設

図表 都市機能誘導施設の候補施設一覧(2/2)

都市機能誘導施設候補		定義
子育て支援施設	子育て支援センター	・児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業を行う事業所
	こども家庭センター	・児童福祉法の一部を改正する法律（母子保健法による「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉法による「子ども家庭総合支援拠点」を統合）

	児童館・児童センター	・児童福祉法第40条に規定する施設
	特定教育・保育施設等 (保育所、認定こども園、幼稚園)	・児童福祉法第39条第1項に規定する施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する施設 ・学校教育法第1条に規定する幼稚園
	地域型保育事業所 (小規模保育事業、事業所内保育事業)	・児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う施設 ・児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業を行う施設
学校教育施設	小学校	・学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校
	中学校	
	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	
	専修学校、各種学校	・学校教育法第124条に規定する施設 ・学校教育法第134条に規定する各種学校
生涯学習施設	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する施設
	博物館・美術館等	・博物館法第2条第1項に規定する博物館及び美術館 ・博物館法第31条に規定する博物館相当施設
	文化ホール等	・ホール機能を有する文化施設
	社会体育施設(体育館、水泳プール、運動場等)	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法
	社会教育施設(公民館)	・地方自治法第244条、社会教育法の第42条
商業施設	大規模小売店舗(1,000㎡超)	・大規模小売店舗立地法
	食料品スーパー、食料品専門店	・食品や日用雑貨など多数の品目を扱う小規模な小売商業施設
	コンビニエンスストア	
金融施設	郵便局	・日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する施設
	銀行、信用金庫、JAバンク、	・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設
行政施設	市役所本庁舎	・地方自治法第4条第1項に規定する施設
	その他の庁舎	・地方自治法第155条第1項に規定する施設
活性化拠点施設	複合施設	・幅広い市民の利用を目的とし、上記では位置付けられない、文化・生涯学習・交流活動の活性化、子育て支援、地域産業の振興などの、都市や地域の活性化に資する複合的な拠点施設

(注) ※高齢福祉施設には、認知症の支援に資する施設も含む

イ. 都市機能誘導施設の設定

○都市機能誘導施設の候補施設の利用圏域(サービス対象エリア)の整理

- ・都市機能誘導施設の候補施設は、施設が有する機能や目的、その役割によって、対象とする利用圏域が異なります。
- ・立地適正化計画に位置付ける都市機能誘導施設は、目指すべき将来都市構造の構築に向け、各施設の利用圏域や立地状況等を踏まえ、「都市拠点」及び「地域拠点」それぞれに位置付けます。
- ・都市機能誘導施設は、都市拠点に「広域圏」及び「地域生活圏」を対象とする施設を、地域拠点に「地域生活圏」を対象とする施設をそれぞれ位置付けることを基本とします。

【候補施設ごとの利用圏域区分の考え方】

<p>広域圏：本市周辺の市町村や、市内全域を対象 地域生活圏：地域の生活圏域を対象</p>

図表 都市機能誘導施設の候補施設の利用圏域

都市機能誘導施設候補		広域圏	地域生活圏
医療施設	病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く）	○	－
	診療所	－	○
	休日・夜間急患センター	○	－
	調剤薬局	医療施設に合わせて立地	
	保健センター	○	－
高齢福祉施設	高齢者福祉センター（総合福祉センターは除く）	○	－
	介護等相談施設（地域包括支援センター、在宅介護支援センター）	－	○
	通所介護施設（通所系高齢者福祉施設）	－	○
	訪問介護施設	－	○
	入所介護施設（介護老人保健施設、グループホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム）	－	○
障がい者福祉施設	障がい者福祉施設（通所施設、入所施設、共同生活援助（グループホーム）、地域活動支援センター・小規模作業所、訪問系サービス）	－	○
子育て支援施設	児童館・児童センター	○	－
	子育て支援センター	－	○
	こども家庭センター	○	－
	特定教育・保育施設等（保育所、認定こども園、幼稚園）	－	○
	地域型保育事業所（小規模保育事業、事業所内保育事業）	－	○
学校教育施設	小学校	－	○
	中学校	－	○
	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	○	－
	専修学校、各種学校	○	－
生涯学習施設	図書館	○	－
	博物館・美術館等	○	－
	文化ホール等	○	－
	社会体育施設（体育館、水泳プール、運動場等）	○	－
	社会教育施設（公民館）	－	○
商業施設	大規模小売店舗（1,000㎡超）	○	－
	食料品スーパー、食料品専門店	－	○
	コンビニエンスストア	－	○
金融施設	郵便局	－	○
	銀行、信用金庫、JAバンク、	－	○
行政施設	市役所本庁舎	○	－
	その他の庁舎	－	○
活性化拠点施設	複合施設	○	○

ウ. 都市機能誘導施設設定の基本的な考え方

- 都市機能誘導施設の候補施設の利用圏や立地状況を踏まえ、立地適正化計画に位置付ける都市機能誘導施設設定の基本的な考え方を以下のとおり設定します。

図表 都市機能誘導施設設定の基本的な考え方(1/2)

都市機能誘導施設候補		設定の考え方	設定方針
医療施設	病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く）	・本市を含む医療圏では、高度急性期及び回復期の病床が不足しており病床機能の転換等に必要な施設・設備の整備の推進※が位置付けられているとともに、拠点地区における病院の維持・確保による集客や定住の促進に資する施設として、都市機能誘導施設に位置付けます。 ※愛媛県地域医療構想（平成28年3月）	○
	診療所	・身近な地域で安心した生活を送るために、最寄りの医療機能の確保が欠かせないことから、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。	
	休日・夜間急患センター	・診療所のうち、休日・夜間急患センターとして位置づけられている施設（現在は新居浜市医師会内科・小児科急患センターのみ）については、地域住民の急患者の医療を確保する施設であり、子育て世代の安心に資する施設であることから、都市機能誘導施設に位置付けます。	○
	調剤薬局	・病院及び診療所に合わせて立地するため、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。	
	保健センター	・広く市民を対象とした健康相談、保健指導及び健康診査等を行う施設であり、健康面や保健面で安心して生活するために必要な施設であることから、都市機能誘導施設に位置付けます。	○
高齢福祉施設	高齢者福祉センター	・老人福祉に関する各種の相談に応じ、高齢者の健康増進や教養の向上など、高齢社会における高齢者の元気増進に資する施設として、都市機能誘導施設に位置付けます。	○
	介護等相談施設 （地域包括支援センター、在宅介護支援センター）	・高齢者が住み慣れた地域での生活継続を支援する施設であることから、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。	
	通所介護施設（通所系高齢者福祉施設） 訪問介護施設	・居住地に近接して立地することで利用がしやすくなる通所型施設であることから、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。	
	入所介護施設（介護老人保健施設、グループホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム）	・入所系の施設は、居住が主な機能であり、都市機能誘導区域の周辺部分への立地により都市機能の利用等が十分可能であるため、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。	
障がい者福祉施設	・居住地に近接して立地することで利用がしやすくなる通所型施設であることから、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。 ・入所系の施設は、居住が主な機能であり、都市機能誘導区域の周辺部分への立地により都市機能の利用等が十分可能であるため、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。		
子育て支援施設	児童館・児童センター	・子育て世代の転入や定住促進に資する施設であることから、都市機能誘導施設に位置付けます。	○
	子育て支援センター		○
	こども家庭センター		○
	特定教育・保育施設等（保育所、認定こども園、幼稚園） 地域型保育事業所（小規模保育事業、事業所内保育事業）	・居住地に近接して立地することで利用がしやすくなる施設ですが、子育て世代の転入や定住促進に資する施設であることから、都市機能誘導施設に位置付けます。 ・地域の保育基盤の維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応することが期待されることから、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。	○

図表 都市機能誘導施設設定の基本的な考え方(2/2)

都市機能誘導施設候補		設定の考え方	設定方針
学校教育施設	小学校	・小・中学校は、「新居浜市公共施設再編計画」や「新居浜市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本計画」等の配置の考え方や統廃合の予定を踏まえ、地域の現状に合わせて適正配置するが、まちなか居住を推進していく上で、子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設であり、教育施設としての機能のほか、地域コミュニティの拠点や災害時の避難場所としての機能を有していることから、都市機能誘導施設に位置付けます。	○
	中学校		○
	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	・高等教育・専門教育など、若者の人材育成に資する施設であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する施設であるため、都市機能誘導施設に位置付けます。	○
	専修学校、各種学校	・専門教育など、若者の人材育成に資する施設であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する施設であるため、都市機能誘導施設に位置付けます。	○
生涯学習施設	図書館	・文化・芸術振興や生涯学習等の推進に資する広域的な利用を前提とした施設であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する施設であるため、都市機能誘導施設に位置付けます。	○
	博物館・美術館等		○
	文化ホール等		○
	社会教育施設（公民館）	・居住地に近接して立地することで利用がしやすくなる施設であり、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。	
	社会体育施設（体育館、水泳プール、運動場等）	・社会体育施設は、広域的な利用を前提とした施設であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する施設であるため、都市機能誘導施設に位置付けます。	○
商業施設	大規模小売店舗（1,000㎡超）	・大規模な商業施設は、各拠点のにぎわい創出や買い物の場として必要な施設であることから、都市機能誘導施設に位置付けます。	○
	食料品スーパー、食料品専門店	・住民の日常生活に必要な生鮮食品・日用品を取り扱う小規模店舗は、居住地に近接して立地することで利用がしやすくなることから、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。	
	コンビニエンスストア	・居住地に近接して立地することで利用がしやすくなる施設であることから、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。	
金融施設	郵便局	・銀行等の金融機関は、地域生活圏を対象とした施設ですが、ATMやコンビニエンスストア等が一部代替機能を担っており、銀行等・郵便局・コンビニエンスストアを合わせると、市街化区域内に広く立地していることから、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。	
	銀行、信用金庫、JAバンク、		
行政施設	市役所本庁舎	・本市の基幹的な行政拠点であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する施設であるため、都市機能誘導施設に位置付けます。	○
	その他の庁舎	・各地域生活圏に対応した施設であり、都市機能誘導施設に位置付けないこととします。	
活性化拠点施設	複合施設	・幅広い市民の利用を目的とし、上記では位置付けられない、文化・生涯学習・交流活動の活性化、子育て支援、地域産業の振興などの、都市や地域の活性化に資する複合的な拠点施設であり、拠点地区における集客や定住の促進に資する施設であるため、都市機能誘導施設に位置付けます。	○

(2) 各拠点の都市機能誘導施設の更新

法改正や、本市における都市機能誘導施設の都市機能誘導施設について、分野別の設定方針は以下のとおりとなります。

図表 都市機能誘導施設の設定方針

分野	都市機能誘導施設	都市拠点			地域拠点	施設の定義
		新居浜駅 周辺地区	前田町 周辺地区	一宮・ 繁本町・ 昭和通り 周辺地区	喜光地 周辺地区	
医療	病院（特定機能病院 及び地域医療支援病 院を除く）	●	○	○	○	・医療法第1条の5第1項に規定する施設
	休日・夜間急患 センター	－	－	○	－	・診療所のうち、都道府県が策定する医療計画に 位置付けられた施設で、軽症患者を受け入れ る休日又は夜間対応の施設
	保健センター	○	－	●	－	・地域保健法第18条に規定する施設 ・母子保健法に定める施設又は事業の用に供す る施設のうち、通所等を主目的とする施設
高齢 福祉	高齢者福祉センター	●	－	●	－	・老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉 センター
子育て 支援	児童館・児童センター	●	－	○	－	・児童福祉法第40条に規定する施設
	子育て支援センター	●	●	○	○	・児童福祉法第6条の3第6項に規定す る地域子育て支援拠点事業を行う事業 所
	こども家庭センター	●	－	●	－	・改正児童福祉法第10条の2に規定する施設
	保育施設等(保育所、 認定こども園、幼稚 園)	●	○	○	○	・児童福祉法第39条第1項に規定する施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規 定する施設 ・学校教育法第1条に規定する幼稚園
学校 教育 施設	小学校	－	○	○	－	・学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学 及び高等専門学校
	中学校	－	－	○	－	
	高等学校、中等教育 学校、特別支援学 校、大学、高等専門 学校	○	－	○	－	
	専修学校、各種学校	●	－	○	○	・学校教育法第124条に規定する施設 ・学校教育法第134条に規定する各種学校
生涯 学習 施設	図書館	●	○	－	－	・図書館法第2条第1項に規定する施設
	博物館・美術館等	○	－	●	－	・博物館法第2条第1項に規定する博物館およ び美術館 ・博物館法第31条に規定する博物館相当施設

	文化ホール	○	—	○	—	・ホール機能を有する文化施設
	社会体育施設	●	●	○	—	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法
商業	大規模小売店舗 (1,000㎡超)	○	○	○	○	・大規模小売店舗立地法
行政	市役所本庁舎	—	—	○	—	・地方自治法第4条第1項に規定する施設
活性化 拠点 施設	複合施設	●	●	●	●	・幅広い市民の利用を目的とし、上記では位置づけられない、文化・生涯学習・交流活動の活性化、子育て支援、地域産業の振興などの都市や地域の活性化に資する複合的な拠点施設
<p>●：都市機能誘導施設として新たに整備・誘導を行う施設</p> <p>○：都市機能誘導施設として位置づける施設</p> <p>—：施設の立地・充足状況や利用圏域、施設特性を踏まえて、該当する都市機能誘導区域の誘導施設として位置づけられない施設</p>						